様式

委員会規則第４条第１項に基づく届出書

平成28年9月29日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事　◉ 市区町村長等
2. 都道府県名	香川県
3. 市区町村名	三豊市
4. 届出番号	11
5. 独自利用事務の事例番号	9-2
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.mitoyo.lg.jp/forms/menutop/menutop.asaspx?menu_id=235

執行機関名　三豊市長

小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		三豊市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一　第十一の項 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	三豊市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱(平成19年告示第80号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条　すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。 2　すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第1条　この告示は、新たな小児慢性特定疾患対策の確立について(平成17年2月21日付雇児発第0221001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。)に基づく事業の対象となっている者に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		三豊市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱(平成19年告示第80号)